



南区

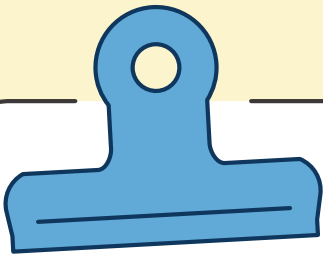


災害時要援護者支援

共助の取組事例

アイデア集





はじめに

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な人の被災が多く見られました。災害が起こった時、被害を少しでも減らすために重要なのは、地域の助け合い(共助)です。各自治会町内会(以下、町内会という。)では防災に対するさまざまな取組が進められていますが、自力での避難が困難な「災害時要援護者」への支援が大きな課題となっています。横浜市では、こうした取組の一助となるよう、災害時に支援が必要と思われる方の名簿を、あらかじめ協定を締結した地域の防災組織(町内会等)にお渡しすることで、多くの町内会等で、日頃の見守りや災害時の取組などにご活用いただいています。

一方で、「名簿をどう活用していいかわからない」「担い手不足」などのご意見もお聞きしていることから、過去のアンケートや事例をまとめた「共助の取組事例 アイデア集」を作成しました。

この「取組事例アイデア集」を参考に、それぞれの町内会の状況に合わせた取組をご検討いただくと幸いです。



災害時要援護者とは

災害発生時に避難すること等への支援が必要な方をいい、一般的には、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等があげられます。

横浜市では、このうち特に避難が困難と考えられる次の方々の名簿を作成しています。



横浜市に住民登録があり、在宅で生活されている方で、次の①～④のいずれかに該当する場合

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者または高齢者世帯
いずれも要支援もしくは要介護認定者の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者の方
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

※このリーフレットに記載されている内容は、過去のアンケート、事例発表、広報等で掲載されたものから抜粋しています。町内会名等は省略していますのでご了承ください。

◎ 災害時要援護者名簿の活用方法 ◎

定期的にご自宅への訪問や電話などで お声がけします

- ✓ 支援者が訪問を実施
「敬老の日」等のお祝いや支援物品、防災チラシを
お届けするタイミング等も活用
- ✓ お電話で状況を伺う



独自のアンケートや聞き取りを実施します



- ✓ 新規で名簿に掲載された人には、アンケートを郵送し、
町内会の支援についてのご希望の有無を確認
- ✓ お身体の状態やご家族・支援者の有無などを聞き取りし、
町内会独自の「個人情報シート」を作成

独自の名簿を作成します

- ✓ 区の名簿掲載者に限らず、町内会で実施する要援護者支援を
ご希望の方には、所定の申込書を出してもらうことで、
名簿に追加
- ✓ ご近所で気にかかる方がいらしたら情報提供をしていただき、
民生委員等がその方にお声がけし、名簿への登録をご案内



POINT

個人情報の使用目的を説明しましょう

アンケート等で、あらたな個人情報をお聞きする場合は、『「町内会等」で「災害時要援護者支援」でのみ使用します』と目的を説明した上で、要援護者の同意を得ることが大切です。他の目的（例：行事へのお誘いなど）で個人情報を使用する場合も、必ず同意を得て、記録に残しましょう。

「今度、町内会で行事を開催する時、お誘いしてもいいですか？」など
同意をとって
くださいね。



◎ 担い手(支援者)を増やすためには？ ◎

町内会等と 関係団体が連携

- ✓ 町内会の役員や民生委員等が協力して見守り
- ✓ 老人クラブや婦人部、青少年指導員と連携して支援
- ✓ こども会と連携し、小学生の父兄で組織を立ち上げ
- ✓ 災害時要援護者支援対策委員会を設置し、役割を分担
名簿の管理や防災計画の策定は、町内会の三役を中心としたメンバーが担当。普段の見守りは、班長や民生委員が担当し、定期的に情報共有を実施

地域みんなで支援

- ✓ 全住民からボランティアを随時募集。お仕事をされている人でも支障のない範囲での協力を依頼
- ✓ 要援護者と同じ班内から支援者を探します。顔合わせを行い、双方納得されたら支援を依頼
- ✓ 要援護者に、日頃から親しくされている方などで支援者になってほしい方がご近所にいるか直接確認。名前が上がった方に趣旨を説明して協力を依頼

POINT

支援の輪を広げるために、
こんな工夫がされています。

取組を広げるために（地域の理解の促進・啓発・周知）

- ✓ 町内報に活動内容の紹介とボランティアの募集を掲載
- ✓ 夏祭りや防災の取組と要援護者支援の活動紹介ブースを設置してPR
- ✓ 「災害時要援護者支援」の支援者の愛称（「●●●ボランティア」「●●サポーター」など）をつけて、親しみやすく



支援者の負担を減らすために

- ✓ 町内会及び支援者は、「義務や責任は負わないこと」、「支援者自身と家族の安全を最優先であること」、「災害時の支援は保証されるものではないこと」を明記し、要援護者にも事前に説明
- ✓ まずは「自分の身は自分で守る(自助)」をお伝えし、日頃の備えを案内
- ✓ 普段の見守りは、「挨拶」や「ちょっとした声かけ」など、「できる範囲」「つかず離れず」で
- ✓ 名簿掲載の要援護者に同居家族がいる場合は、災害時の安否確認をメインとし、平時の見守りはひとり暮らしの方中心に実施
- ✓ 支援者1名に対し、要援護者の支援は1名（1対1）と取り決め

災害時への備え・取組は？

ブロックごとに 安否確認

- 町内をあらかじめ「向こう三軒両隣」でブロック分け。
発災時は、要援護者の有無に関係なく、声掛けボランティアが担当ブロックの安否を確認し、町内会長に報告。
町内会長は安否結果をとりまとめることで、安否不明者の早期把握が可能に

無事を知らせる グッズを活用

- 安否確認を効率的に行うため、周囲に無事を知らせるための「安否確認グッズ」を町内会で作成し配布



CHECK

安否確認グッズ

発災時、周囲に無事を知らせるために玄関や門扉、郵便受けなどに掲示するグッズです。

無事な場合は、安否確認グッズを目立つ場所に掲げることで、「我が家は無事です」の目印となります。

グッズが出ていない家から効率的に安否確認が行えるため、本当に支援や救助が必要な人の早期発見につながります。

黄色のタオルやタスキ、マグネットシート、ドアノブハンガーなど、様々な種類があります。



安否確認用マグネットシート

防災訓練で実践

- 防災訓練で要援護者と支援者に一緒に避難所まで来てもらうことで、実際の避難のルートや課題を確認
- 安否確認グッズを実際に掲示する訓練を実施
支援者は実際に地域をまわり、グッズを頼りに安否確認を体験

その他

- マンション管理組合と連携を検討
- 要援護者と支援者宅に印をつけた地図を作成し、防災用ファイルにまとめ、町内会館に保管



参考

災害時要援護者の状況ごとに必要な配慮について、横浜市ホームページで紹介しています。

横浜市健康福祉局 地域ぐるみで災害対策 災害時要援護者支援ガイド

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/chiiikifukushi/yogoshien/bousai.html>





普段の取組・見守り活動は？



普段の挨拶や声掛け

- ✔ 班長が中心となり、普段、顔を合わせた時の挨拶や回覧板を届けた時の声かけなどを行い、日常的に気にかけている
- ✔ 「電気がずっと消えている」「新聞がたまっている」など、普段と様子がちがう場合は、訪問や電話で安否を確認

定期的な訪問・見守り

- ✔ 年数回、役員が手分けして訪問。おしゃべりを交えて様子をお聞きする
- ✔ 民生委員や友愛活動員が定期的に見守り訪問を実施

行事や催しを活用

- ✔ 定期的実施しているラジオ体操は見守りも兼ねて。常連の方が不参加の場合は自宅まで様子を見に伺う
- ✔ 要援護者から事前に承諾をいただいた上で、町内会行事や地域のお祭りにお誘い
- ✔ 高齢者の要援護者には、老人会が定期開催している体操にお誘い。健康のためにもなるし、その後の情報交換や交流の楽しみも
- ✔ 定期開催するお食事会にお声かけ。食事しながら近況などをお聞きする



個人情報の保管・取り扱い



名簿の管理

- ✔ 鍵付きの金庫で保管
- ✔ 名簿を使用する際は、情報管理者になっている町内会長が立ち合いの元で作業し、終了後は情報管理者が保管することをルール化
- ✔ 防災用の地図などと一緒に、鍵のかかる棚に保管



要援護者の情報管理

- ✔ 要援護者がいる地区の班長には、日頃の見守りに必要な最低限の情報（住所・名前等）のみを共有



参考

横浜市市民局が「自治会町内会向け個人情報の手引」を作成しています。個人情報の取り扱いの参考にお役立てください。

横浜市市民局 「自治会町内会における個人情報の取扱いについて」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/20170315123439.html>



災害時要援護者支援に関する参考情報

南区の情報

南区役所ホームページ

南区災害時 要援護者支援ガイド

様式や説明動画、研修資料など



https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html

防災・災害

災害時の避難場所や防災に関する
各種マップ、啓発冊子 他



https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai_bohan/saigai/

福祉避難所について



https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/20180219175707.html

横浜市の情報

横浜市役所ホームページ

災害時要援護者支援ガイド

「共助による災害時要援護者の手引き」、
「共助による災害時要援護者支援の
活動事例集」等



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>

防災・災害について

「災害・いざというとき」「もしもの
時に備える」「防災の地図」等



<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/>

横浜市 防災情報ポータル

災害の情報、避難指示、避難所
開設情報 等



<https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

内閣府の情報

内閣府防災情報 ホームページ

避難行動要支援者の避難行動支援 に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>



▶ 南区役所では、要援護者支援に関する御相談について、通年で受け付けています。
また、区職員が地域にお邪魔して御説明・意見交換等を行う「ご近助講座」の開催
も承りますので、お気軽に御相談ください

南区役所 問い合わせ先一覧

お問い合わせ内容	担当課	問合せ先
災害時の自助・共助に関すること	総務課防災担当	341-1225
災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136



南区マスコットキャラクター
みなっち

令和7年1月 編集・発行

横浜市南区役所 高齢・障害支援課

電話 045-341-1136 FAX 045-341-1144